

# 『大分市まちづくり自治基本条例』

## 意識調査(案)

～みなさんのご意見を市政に活かします～

### 【調査協力へのお願い】

日頃より、市政の運営に関しましてご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、「市民主体のまちづくり」を目指して、平成24年4月1日に「大分市まちづくり自治基本条例」を施行し、この条例を本市の自治の最高規範として位置づけ、市民がまちづくりに参画するための仕組みの整備等、各種施策の推進に取り組んでいるところで

す。  
この『大分市まちづくり自治基本条例』意識調査は、施行から4年が経過し、この条例に基づく市政に対する市民のみなさまの率直な意見をお聴かせいただき、今後の大分市のより良いまちづくりの参考資料として活用することを目的としております。

本調査にあたりましては、18歳以上の市民のみなさまを対象に無作為により4,000人を抽出し、調査票をお送りいたしました。

お忙しいところ大変恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成28年8月

大分市長 佐藤 樹一郎

### ご記入にあたってのお願い

- 1 調査のご回答は、なるべくあて名にあるご本人が記入してください。  
(ご本人の回答が困難な場合には、**ご家族の方がお答えいただいても結構です**)
- 2 調査は無記名ですので、個人情報が出たり、市民のみなさまにご迷惑をおかけすることは一切ございません。この調査票や返信用封筒にはお名前やご住所を記入していただく必要はありませんので、率直なお考えをお答えください。
- 3 回答の結果は、「この様な意見の方は全体の何%」という統計的な形で報告書としてまとめますので、個人を特定する内容は一切ございません。また、調査目的以外に利用することはございません。
- 4 同封の返信用封筒に、ご回答いただいたこの調査票を入れ、切手を貼らずに  
**9月00日(〇曜日)まで**にご投函くださいますようお願いいたします。



#### ★この調査に関するお問合せ先★

大分市 企画部企画課

TEL:537-5603 (担当: 恵藤、金子)

FAX:534-6182

E-mail: kikaku@city.oita.oita.jp

このたびは『大分市まちづくり自治基本条例』意識調査にご協力いただきまして、ありがとうございます。

はじめに、あなたご自身のことについて(記入日現在の状況で)お答えください。

それぞれあてはまる番号に○をつけてください。

ア あなたの性別を教えてください。

- |      |      |
|------|------|
| 1. 男 | 2. 女 |
|------|------|

イ あなたの年齢を教えてください。

- |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 20歳未満  | 2. 20～29歳 | 3. 30～39歳 | 4. 40～49歳 |
| 5. 50～59歳 | 6. 60～69歳 | 7. 70歳以上  |           |

ウ あなたの職業(兼業の方は主たる職業)は何ですか。その分類から1つお選びください。

- |             |                 |                  |
|-------------|-----------------|------------------|
| 1. 農林漁業     | 2. 自営業(商工・サービス) | 3. 専門職(医師・弁護士など) |
| 4. 会社員      | 5. 公務員          | 6. パート・アルバイト     |
| 7. 専業主婦(主夫) | 8. 学生           | 9. 無職            |
| 10. その他( )  |                 |                  |

エ あなたが大分市にお住まいになって、何年くらいになりますか。

(旧佐賀関町、旧野津原町も合併以前から大分市であったとしてご記入ください。)

- |               |             |              |
|---------------|-------------|--------------|
| 1. 1年未満       | 2. 1年以上5年未満 | 3. 5年以上10年未満 |
| 4. 10年以上20年未満 | 5. 20年以上    |              |

オ あなたの家族構成を教えてください。

※3または4に○をつけた方で、子ども(18歳未満)がいる場合は、子どもの人数にも○をつけて下さい。

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1. 単身世帯(一人暮らし) | 2. 夫婦のみ世帯(一世代) |
| 3. 親子世帯(二世代)   | 4. 三世帯世帯以上     |

カ あなたのお住まいの地区を教えてください。

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1. 大分地区  | 2. 明野地区  | 3. 鶴崎地区  |
| 4. 大南地区  | 5. 植田地区  | 6. 大在地区  |
| 7. 坂ノ市地区 | 8. 佐賀関地区 | 9. 野津原地区 |

※地区がわからない場合(町名) ⇒ 大分市 (町)



問3 今後、市民主体のまちづくりをより進めていくためには、どのような取組の強化、内容の充実が必要だと思いますか。(2つ選んでください)

1. 広報活動などを充実させ、多くの市民がまちづくりを理解する取組を進める
2. 計画の策定等、まちづくりの取組において、市民が市政に参加できる機会を増やす
3. まちづくりに関する情報を提供する取組を強化し、市民と行政の情報共有を図る
4. 地域のまちづくり活動について、財政面の支援をより強化する
5. その他( )

## 市政への市民参加について

大分市では、市民の皆様のご意見を市の政策や事業に反映するため、意見交換会やパブリックコメント(市民意見の公募)など、さまざまな手法で市政への参加を進めています。主な市政への参加の手法としては、以下のようなものがあります。

○電話やメール、手紙などによる意見提出

電話やメール、手紙などで市役所に意見や提言を行うもの

○パブリックコメント(市民意見公募)

条例や計画など、市の重要な政策の策定にあたり、市が作成した素案をホームページや冊子で一定期間公表し、市民の皆様からメールや手紙で意見をいただくもの

○説明会、意見交換会

あるテーマに対して多くの市民の方に集まっていただき、市民と市役所が直接向かい合って、特定の政策などについて説明や意見交換を行うもの

○審議会、委員会

学識経験者や各種団体からの推薦者、公募市民などから構成される委員が、市政運営における特定のテーマについて議論や検討を行うもの

問4 大分市の市政に関心がありますか。(1つだけ選んでください)

1. 大変関心がある
2. やや関心がある
3. あまり関心がない
4. 関心がない

問5 今後より多くの市民が市政に参加しやすくするためには、どのようなことが必要であると思いますか。(2つ選んでください)

1. 説明会などの市政参加の機会に関する情報がより分かりやすく、簡単に入手できる
2. 誰でも気軽に参加でき、意見を出しやすい参加の機会が用意される
3. 実際に市民の意見が反映された事例を紹介するなど、市民参加の効果が実感できるようにする
4. どのような市民参加の手法があるかを具体的に紹介する
5. その他( )
6. 分からない

## 身近な地域のまちづくりについて

自分たちの住むまちを美しくきれいにしたい、みんなで安全・安心に暮らせる地域にしたい、そんな思いを実現するために、地区のゴミ拾い活動に参加したり、登下校中の子どもたちの見守りをしたりする「まちづくり活動」は、市民の幸せな暮らしの実現を目指すための大切な活動です。

大分市では、このような市民の皆様によるまちづくりを推進するため、地域における自主的、自立的な活動に対する支援を進めています。

問6 身の回りや近所で何か問題が起こった時(例えば、ごみステーションが荒らされている、近所のひとり暮らしの高齢者が困っているなど)、その問題に対してどのような行動をとりますか。(1つだけ選んでください)

1. 町内会や自治会に相談する
2. 民生委員・児童委員に相談する
3. 町内会以外の地域のボランティア団体・市民活動団体などに相談する
4. 市役所や支所・出張所の担当窓口相談する
5. 市議会議員に相談する
6. 自分の周りの人とともに、自分ができそうなことをする
7. 特に何もしない
8. その他( )

問7 これまでに参加したことのあるまちづくり活動は何ですか。(あてはまるものすべて選んでください)

1. ごみの分別・ごみステーションのマナー遵守
2. 近隣のごみ拾い・清掃
3. 街路樹の花壇や道路への花植え
4. 高齢者や障がい者などへの声かけ、安否確認
5. 通学路等での安全確認・交通安全啓発運動への参加
6. 地域交流行事(お祭りや運動会、盆踊り、地域サロン)への参加
7. 防火・防犯パトロールへの参加
8. 防災訓練への参加
9. 子育てサロンでのボランティア
10. 寄付や募金
11. その他( )
12. いずれも参加・活動したことはない

問8 地域のまちづくり活動をより進めるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(3つまで選んでください)

1. まちづくり活動の情報が手軽に入手できる
2. 地域の行事やイベントの開催情報が手軽に入手できる
3. ボランティアの希望や時間など個々に合わせた調整をしてくれる拠点がある
4. 自宅近くや交通の便の良いところなど、行きやすい場所に活動の場がある
5. 近所の住民とふれあい、地域の仲間づくりができるサロンなどの交流の場がある
6. ボランティア活動に関心がある人たちの情報交換・交流の機会が提供される
7. 体験会や研修などから、まちづくり活動を始められる機会が提供される
8. 自分の趣味や特技が活かせる活動を紹介してもらえる
9. その他( )

## 条例の改正について

「大分市まちづくり自治基本条例」は、常に時代の流れに沿った内容に保たなければならないことを前提として、本条例附則第2項では、「市長は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする」と規定しています。

問9-1 「大分市まちづくり自治基本条例」を改正すべきと思いますか。(1つだけ選んでください)

1. 新たに規定を追加すべき
2. 現行の規定を修正すべき
3. 改正する必要はない
4. 分からない

※1、2と回答した方 → 問9-2へ      3、4と回答した方 → 質問は以上で終了です。

問9-2 条例の改正について、具体的に改正案やその改正理由について教えてください。

【改正案】

【改正理由】

全ての質問をとおして、その他ご意見がありましたらご記入をお願いします。

※ご協力ありがとうございました。お手数ですが返信用封筒に入れて、**9月〇〇日(〇)**までに切手をはらずにご投函くださいますようお願いいたします。なお、返信用封筒にはご住所、お名前をお書きいただく必要はありません。



あなたの声を大分市政に活かす機会です。  
市民の代表として是非ともアンケートにお答え  
いただきますよう、お願いいたします。

なお、本アンケートの内容等についてのお問い  
合わせは、大分市企画課までお願いいたします。

《TEL 537-5603》（恵藤、金子）

※ 今回の『大分市まちづくり自治基本条例』  
意識調査の集計結果は、後日ホームページ等  
にてお知らせいたします。

